

R & D 集積形成促進補助金

平成 2 8 年度

募集要領



公益財団法人京都産業 2 1

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、「京都イノベーションベルト構想」におけるR&D型企業の集積を促進するため、当該地域に新たに研究や事業等を実施する目的で拠点を設置する事業者に対し、研究開発や事業の実施に係る経費の一部を支援するものです。

<京都イノベーションベルト構想>

「京都イノベーションベルト構想」とは、京都市域からけいはんな学研都市に至る地域において、ベンチャーから中小企業、大学等研究機関など様々な関係者が連携して、新たな産業展開を図るものです。

(2) 補助対象事業者

大学等研究機関、中小企業、組合、個人若しくはそれらを含む連合体で、公益財団法人京都産業21が、けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)の入居審査を経て、KICK内に研究・開発拠点（以下拠点とします。）の設置を認める者としてします。

※ 平成27年3月31日以前に、京都府が、けいはんなオープンイノベーション拠点研究活用計画を認定した事業者については、本補助金の申請書を京都産業21が受理することをもって本補助金の対象事業者とします。

※ 研究開発を目的としない者や大企業は本補助金の対象になりません。

(3) 補助対象経費、補助金額等

・補助対象経費、補助率及び補助限度額は下記のとおりとします。

補助対象経費	補助率	補助限度額
研究開発に係る材料費・消耗品費、機械装置費、外注・委託費、その他拠点の維持に必要な経費	1/2以内	600円×拠点の契約面積（㎡）×拠点の契約月数(※)×1/2 (1ヶ月に満たない月については「当該月の契約日数/30日」で契約月数を算出)

(4) 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として補助金の交付決定日から平成29年3月31日（金）までです。（補助金交付決定前（平成28年4月1日以降）に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要となります。）

なお、支払い（手形の決済、クレジットカードの引き落としを含む。）は、平成29年3月31日（金）までに完了することが必要です。平成29年4月1日以降の支払いは、補助対象になりません。

2 申請手続等

(1) 提出書類

○印の書類を計2部（正1部、副1部）ずつ提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。【(■)の書類については、1部は原本（押印したもの）が必要です。】

書類の内容	法人	個人事業者
補助金交付申請書（別記第1号様式） (■)	○	○
設備投資事業の内容及び経費を明らかにする図面、パンフレット、見積書等	○	○

補助金担当者 連絡票	○	○
事前着手届 (■) (※補助金交付決定前に事前着手をされる場合)	○	○

※ 交付申請書等の様式は、公益財団法人京都産業21のホームページからダウンロードできます。(ホームページアドレス <http://www.ki21.jp/>)

申請書の用紙の大きさは、A4判、片面印刷でお願いします。

※ 提出書類は返却しません。また、申請資格、申請内容などに不備等があった場合は、受付後であっても申請の取り下げ、却下となる場合があります。

(2) 提出先等

交付申請書は、けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)事務局へ入居申請書と合わせて持参又は郵送により提出してください。

(提出・問合せ先)

〒619-0294 関西文化学術研究都市(京都府 精華・西木津地区)

けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)事務局

TEL: 0774-66-7545 FAX: 0774-66-7546

電子メール kick@ki21.jp

(提出期限)

平成29年2月28日(火)

受付時間は、月～金曜日(祝祭日を除く。)の午前9時～正午と午後1時～午後5時です。

3 採択の方法及び結果の通知

(1) 採択について

けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)の入居決定後に、京都産業21において本補助金の審査を実施します。

(2) 審査の内容

京都産業21が特に認める場合を除き、以下のa,bの条件を満たすこと。

- a) 補助対象事業者としての資格を有すること。
- b) 研究・開発の実施が確実であること。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、京都産業21から文書により各申請者に結果を通知します。

なお、交付決定通知は、補助金の額を確定するものではありませんので御注意願います。採択結果に関するお問い合わせには応じられません。

(4) 補助金の内容

- ① 申請者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発の推進に最大限努めるものとします。
- ② 本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の継続・成果が期待できないと判断されたときなどは、交付決定を取り消す場合があります。

(5) 実績報告書

各年度の補助事業期間終了時に、実績報告書を提出していただきます。

実績報告書の提出後に提出書類に基づき完了検査を実施して、その結果に基づき補助金の額を確定します。

(6) 補助金の支払い

補助金は、原則として補助事業の終了後に支払います。(精算払)

また、事業終了後の完了検査に合格することが補助金支払いの条件になります。

(7) その他

- ① 採択案件は、提案者との事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表する場合があります。
- ② 採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。

4 その他

- ① 補助金により導入した生産設備等は、補助事業以外の目的には使用できません。
補助事業者は、本事業により取得した機械等の財産を公益財団法人京都産業21の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保等に供することはできません。
補助事業者は、補助事業が終了した後であっても、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の取得財産を処分しようとするときは、公益財団法人京都産業21理事長の承認を受けなければなりません。
財産処分を行った際、当該取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部または一部を納付しなければなりません。
- ② 補助事業者が補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号)等に違反する行為等をされた場合には、補助金の交付決定の取消し、不正の内容の公表等を行うことがあります。